

令和5年度高知県スポーツ少年団運動適性テスト 事業実施要領

1 補助事業

令和5年度高知県スポーツ少年団運動適性テスト事業

2 補助期間

事業の承認を受けた日から～令和6年2月25日（日）

3 補助対象経費

諸謝金、使用料及び賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費とする。

4 補助金の交付

補助金交付申請書の提出後、県本部にて内容を精査のうえ実施市町村を決定する。なお、必要があると認められるときは補助金の概算払いをすることができる。

事業実施内容に問題がある場合は、補助金額を減額、一部または全額の返還を命ずることがある。

5 補助金の経理処理

補助事業執行に伴う各経費の領収書等会計書類は、費目ごとに保管し、必要に応じて県スポーツ少年団に提出できるようにする。特に、諸謝金は支出内訳を明記のこと。

6 決算書の作成及び提出

（1）決算書作成上の注意事項

支出の部については、説明欄をもうけ、支出明細を記入のこと。

（2）補助金の確定

1コース10,000円とし、実施報告書の提出により確定するものとする。

7 事業の実施報告書提出期限

事業終了後30日以内に、決算書を添えた事業報告書を提出する。

8 提出書類

<申請> 補助金交付申請書、事業計画書、収支予算書

<報告> 事業実施報告書、事業報告書、収支決算書、領収書等会計書類、
事業実施写真（5枚程度）、記録様式・集計プログラム

※測定結果については、記録用紙で測定したものを記録様式・集計プログラムに
打ち込んでデータ提出をお願いします。

10 その他

本事業は、原則として1コース10名以上で実施すること。